

令和4年度第2回南九州市総合教育会議 議事録

1 日時

令和5年2月20日 午前10時～

2 場所

知覧庁舎 本館2階 委員会室

3 出席者

(1) 南九州市総合教育会議構成員

市長（議長）	塗木 弘幸
教育長	有馬 勉
教育委員	海江田 宗順
教育委員	池畠 薫
教育委員	大迫 雅彦
教育委員	末原 貴子

(2) 南九州市教育委員会事務局

教育総務課長	上之園 修
学校教育課長	竹下 公博
社会教育課長	高田 浩一郎
文化財課長	塗木 光久
教育総務課総務係長	川之上 勇一
文化財課主任主査	新地 浩一郎

(3) 市長部局

商工観光課観光交流係長	山崎 真幸
都市政策課長	中野 俊裕
都市政策課都市計画係長	東 博文
都市政策課建築係長	村田 拓之

(4) 南九州市総合教育会議事務局

総務課長	別府 誠
総務課行政係長	有蘭 琢也
総務課行政係	富田 匡史

4 会次第

- (1) 開会
- (2) 市長あいさつ
- (3) 協議
 - ① 教育大綱の改正について
 - ② 文化財課の市長部局への移管に伴う連携について
 - ③ その他
- (4) その他
- (5) 閉会

5 会議録

別府誠総務課長)

おはようございます。それでは、ただいまから令和4年度第2回南九州市総合教育会議を開催いたします。開会に当たりまして、市長の挨拶をいただきます。

塗木弘幸市長)

皆さんおはようございます。教育委員の皆様におかれましては本年度第2回目となります南九州市総合教育会議に御出席をいただきまして、ありがとうございます。また日頃より本市の教育行政の執行に多大な御尽力を賜りまして、この場を借りて感謝を申し上げます。令和4年12月議会において現在、教育委員会にある、文化財課を来年度から、市長部局に移行、移管する条例が成立をいたしました。本日は組織再編に伴う教育大綱の改正に加えて、文化財課、商工観光課、都市政策課の連携について、現在の状況と今後の在り方について、意見交換を行いたいと思います。

それでは限られた時間でございますが、今後の南九州市にとって、よりよい方向性を導き出せるよう、是非とも、皆様の忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げまして、開会にあたっての挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

別府誠総務課長)

「会議次第3 協議」に入りたいと思います。協議に入る前に本日の会議の進め方について御説明をいたします。まず、関係者及び担当課のほうから資料に基づいて、協議内容に関する現在の状況について説明を行います。次に説明に対して質疑を受け付け、関係者等から回答を行います。最後に、各委員への意見を求めます。皆様方の知りうる範囲で結構ですので御意見や情勢、情報等をお聞かせいただき、教育委員会と市との有意義な情報交換を行うことができればと思います。

す。それでは、本会議設置要綱第4条第1項の規定によりまして、市長が議長となります。よろしくお願いいたします。

塗木市長)

それでは私のほうで協議を進めさせていただきます。まず、協議に入ります前に、南九州市総合教育会議設置要綱第6条第3項によりまして、本日の議事録の署名人に、池端教育委員を指名いたします。

それでは、「協議事項① 教育大綱の改正について」教育総務課から説明をお願いします。

上之園修教育総務課長)

それでは、南九州市教育大綱の改正につきまして説明いたします。南九州市教育大綱につきましては、法的な位置づけとしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項において、「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるもの」となっております。また、同条第2項では、「地方公共団体の長は、大綱を定め、または、これを変更しようとするときは、あらかじめ次条第1項の総合教育会議において協議するものとする」なっているところでございます。それでは説明いたします。

2～3ページを御覧いただきたいと思います。本年4月より、文化財課が教育委員会部局から市長部局へ移管することに伴い、教育大綱の中に掲載してあります文化財課に関する部分を削除しようとするものであります。表の中段下のところにありますが、6つの大きな施策を掲載しております。

その中身につきまして、2ページの括弧で囲っている部分の、個別に記載してある部分を削除いたしまして、3ページの大きな6つの施策のみとしたところでございます。次に、4ページ、5ページをお開きください。大綱の中身でございますが、「5 地域文化の振興」の内容部分につきまして、基本方向、施策体系図、施策の展開、に掲載してあります文化財課に関する部分を削除することとしております。以上で説明を終わります。

塗木市長)

ただいま、担当課から説明がありました。教育大綱の改正について。委員の皆様から、何か御意見や御質問をございませんでしょうか。

池島薫教育委員)

2 ページの下の、括弧のところを削除した理由を教えてください。

上之園修教育総務課長)

この赤い括弧の部分につきましては、後述の大綱の中身のところに、全て個別に掲載してあります。また、南薩地区の他の市の状況を見ましても簡潔に説明してある大綱が多いことから、それを参考にさせていただいたところでございます。以上です。

塗木市長)

よろしかったですかね。ほかにはございませんか。それではないようですので、教育大綱についてはこの内容で御承認をいただけますでしょうか。

(異議なしの声)

塗木市長)

ありがとうございました。それでは、「協議事項② 文化財課の市長部局への移管に伴う連携について」です。文化財課、商工観光課、都市政策課の順で説明をお願いします。

塗木光久文化財課長)

文化財課の塗木でございます。よろしくお願いします。資料的にはパワーポイント、画面の方で説明させていただきます。あと南九州市文化財保存活用地域計画概要版というものがございます。それについてもちょっと触れていきたいと思っておりますのでよろしく資料的には2枚でございます。よろしくお願いします。

それでは文化財課関連の二つの項目について説明をさせていただきます。まず、一点目が令和5年度からの文化財から市長部局へ移管されることから、地方公共団体の長が文化財保護の事務をいつから所管できるようになったかの経緯と市長部局に移管後の方針、効果等について説明させていただきます。二点目が、令和5年7月の文化庁認定申請に向けた、南九州市文化財保存活用地域計画書の概要と活用計画について説明させていただきたいと思っております。

まず、文化財保護の事務をいつから教育部局から市長部局へ移管できるようになったかについて説明させていただきます。文化財保護法及び地方公共教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が国の方で行われまして、平成31年4月1日より施行され、地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により、地方公共団体の長が、担当できるようになったと

ころでございます。また地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律が令和元年6月7日に施行され、教育委員会が管轄する公立図書館博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関について、まちづくり、観光など、他の行政分野との一体的な取組の推進のために、地方公共団体のが、より効果的と判断する場合に、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保の措置を講じた上で、条例により地方公共団体の長が所管することを可能にしたものでございます。

次に、法改正の趣旨としましては、観光、地域振興分野やまちづくり分野を担う市長部局で一体的に所管できるようになりまして、社会教育のさらなる振興はもとより、文化、文化観光振興や地域コミュニティの持続発展等に資することを目的としております。市長部局で文化財保護の事務を行う上での要件としまして、まず一点目が、地方文化財保護審議会を必ず、市長部局に置くこととされております。本市は、令和4年12月議会で南九州市文化財保護審議会条例の一部改正で議決をさせていただいたところでございます。

二点目でございます。四つの要請が担保された場合に、市長部局におきまして所管することも差し支えないと見解があったところでございます。まず一点目でございます。専門的、技術的判断の確保で、従来どおり、文化財課に学芸員職員を配置することで対応できると考えているところでございます。二点目でございます。政治的中立性、継続性、安定性の確保で、文化財保護審議会を設置することで対応できると考えております。審議会は、市長部局へ建議する権限を有しております。建議とは将来の行為に対して意見を申し、市長部局へ意見を申し入れる権限を法律上有しているものでございます。三点目でございます。開発行為との均衡で審議会の意見を聞きながら文化財保護を重視した上で、活用会開発を図っていきます。四点目でございます。学校教育や社会教育との連携でございます。社会学習への講師派遣や博物館の受入れなど、今までどおり教育部局同様、継続して連携を図っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、市長部局への移管後の今後の方針、効果としましては、まず、文化財を取り巻く全国的な現状を説明させていただきます。各地で守り伝えられてきた有形無形の文化財は、社会情勢の急激な変化、過疎化、少子化、少子高齢化に伴いましてその継承が困難な状況になる恐れがございます。また、文化財を活用が観光振興や地域振興、学び教育に資するものと認識から、公開活用に期待される効果の役割が拡大しているところでございます。

続いて本市の今後の方針、効果としましては、教育部局での文化財課業務と同様に文化財の保護の方法等の専門的技術的な判断のできる学芸員を配置するとともに、市長部局に移管の際は、文化財保護審議会を設置することで、今まで通り、文化財保護に重きを置きまして、後世に残して継承していく所存でございます。

また従来の文化財行政の枠を超えた様々な取組によりまして、貴重な文化財を「地域観光、観光の核」と位置づけまして、文化財の活用という面も視野に入れながら、「みんなで文化財を守っていく」といった観点からも、地域が主体となって継承し、地域の観光資源として、観光や産業振興、景観、まちづくりの行政を担う市長部局で、総合一体的に整備、活用し、様々な分野と連動した柔軟な文化財の活用を図り、地域活性化につなげるとともに、地域資源を次世代に継承していきたいと考えているところでございます。あと、今後の活用について詳しく記載されているものにつきましては、今お配りしてあります、この概要版でございます。概要版の最終の８ページに、「生かす」の中の観光と、その他の活用に記載してありますが、目指すものとしましては、滞在型の観光、史跡の景観の復元、回遊ルートと施設の充実、イベントの活用や観光だけでなく教育やコミュニティーの醸成、景観計画及び都市計画、特産品のブランド化、交流都市等との文化交流等を進めるために、行政の複数の部門が連携するとともに、市民、地域活動団体と共同で地域資源を守り、新たな活用方法を検討し、地域づくりの推進をしてまいります。

文化財行政を市長部局に移管した場合の効果について、幾つか具体例を記載させていただきました。まず、市長部局で総合一体的に実施することで、新たな社会的経済的価値の創出が期待出来ると記載してあるところでございますが、まず、その具体例としましてまず一点目、テーマ性、ストーリー性を持ったルート設定が出来まして、点としての文化財の指定から、面としての活用が図れるところでございます。二点目でございます。文化財を核としたまちづくりの推進が出来、未指定文化財を含む地域資源、地域資源をこの計画書の中では「地域の宝」と呼んでおりますが、宝の活用が図られます。それと、三点目が伝統工芸品など振興による産業の活性化が図れるところでございます。

次に、文化財に関する事務を市長部局が直接実施することで手続の効率化が図れるなど、埋蔵文化財の発掘調査等の機動的な遂行が可能になりますというところで、具体的な例としまして、五つほど挙げさせていただきました。まず一点目が、道路建設に伴い、貴重な遺構等が発見された場合に、ルートや工法の変更、駐車場の整備などを迅速に対応することが可能となります。二点目でございます。文化財に関する案内版の設置などについて、スピード感を持って観光客への対応が可能となります。三点目でございます。文化財保護に関する指針等について、保護部局と開発部局が協働して、より実効性のある、策定が可能となってきます。四点目でございます。建築技師等の市長部局に所属する専門職員との密な連携により、歴史的建造物や町並みなどの調査や保存活用を進めることが可能となります。最後に五点目でございます。事務の効率化が図れることで、例としまして、市長、教育部局の両方に手続が必要であった伝統的建造物群保存地区、知覧武家屋

敷群でございますが、現状変更に関する事務の申請から完了までの一連の手続が市長部局のみで完了しまして、簡略化され迅速な対応が可能となるところでございます。

次は市長部局へ移管後の保存活用を進める上で今後の事業の流れを概略として示したものを図として記載してあります。まず、本市の事業の現状について、各課が担当する分野の整備、保存、活用が個別で計画実施され、総合一体的な整備計画はなされていなかったところでございます。今後の取組としましては、景観計画、文化財保存活用地域計画、令和5年7月認定予定ですけれども、都市政策課が計画予定の街並み環境整備地域計画に基づきまして、重点地区の一つであります、武家屋敷群周辺の整備を、観光や産業振興、景観、まちづくり行政を担う関係課で整備計画プロジェクトチーム、実行委員会を立ち上げまして、総合一体的に整備が活用できるよう整備、保存活用基本計画を立案し、各課で利用できる有利な補助事業等を活用し、事業を進める予定としております。計画内容の案としましては、住宅等の外観修景や、道路の美装化、公園整備、電柱の地中化、街路灯の整備、空き家除去等の整備や文化財を活用した観光ルートの開拓、案内版等の設置等が考えられますが、宿泊施設、売店、飲食店舗等につきましては、現在の伝建地区内については、都市計画区域で一番制限の厳しい、第一種低層住宅専用地域になっていることから用途制限の見直しも検討する必要があるとございます。また、文化財の管理修繕、情報発信、社会教育との連携については、今までどおり文化財課で引き続き継続して進めていく予定でございます。

続きまして、南九州市文化財保護保存活用地域計画の計画期間については令和5年から令和14年まで認定を受ける10年間で認定を受けて設定しているところでございます。この間、10年間の間に軽微な変更や計画変更を文化庁に申請しまして、計画の見直しを随時行っていく予定となっております。保存活用に当たりまして、計画対象となる地域資源、「地域のお宝」につきましては、指定文化財、有形無形文化財の、現在、令和4年度現在で191件の指定文化財があるところですが、これをはじめ、未指定文化財も含めた各地域の歴史文化に関する重要な資源も「地域のお宝」として幅広く活用していく計画でございます。地域資源を図で示してありますように円形で示してありますように、未指定文化財であっても埋蔵文化財や文化財の保存技術、本市固有の歴史や文化、人々の暮らしを物語る全てのものやこととして、生活文化、地場産業、郷土料理、方言等も対象とした幅広い「お宝」として活用していきたいと考えているところでございます。

続きまして、保存活用の基本方針でございます。まずは、地域の資源、「お宝を知る」という、再認識して共有することから、また地域住民の方々と知ることから始めて、守る、生かすと展開していきたいと考えているところでございます。

「お宝を知る」は、各分野の専門家と調査研究を行い、新たな地域資源の発掘や、

各地区公民館をフィールドミュージアムとして設定しまして、地域の方々とワークショップを通して、各地域のお宝マップを作成、掲示し、地元のお宝を再認識していただき、守る、生かす展開していきたいと思っております。並行しまして、社会科学習の状況について、広く情報をホームページやSNSを活用して情報発信するとともに、郷土学習の受入れや講師派遣も今までどおり進めていきます。それと、次の「お宝を守る」は、各地域特有の地域資源、お宝を再認識した上で、地域住民が主体となって修繕、日常の管理、保存、継承に取り組んでいただき、「お宝を生かす」は、地域住民や各団体、行政が総ぐるみで、地域活性化に向けて、地域資源を生かした観光周遊ルートの開拓や整備、イベントを開催するなど、生かすから継承へ展開していく流れとなっているところでございます。

続きまして、本計画で歴史文化保存活用の重点地区としまして3か所を設定しているところでございます。そのほかに配布しております概要版の4ページに記載されています関連文化財群としても設定しているところでございます。今回、令和5年7月に認定を受ける重点地区としましては、今武家屋敷等の保存会がある。知覧武家屋敷群を重点的に掲載しているところでございます。まず、重点地区としましては中世新緑に関する区域としまして清水磨崖仏群を中心とした区域をまず一つを設定しております。それと、知覧地区に関する区域としまして、知覧郡地区を中心とした区域、武家屋敷群、知覧平和公園一帯を考えているところでございます。もう一つが、海に関する区域としまして、青の部分ですけども、知覧瀬戸地区に海岸線を中心とした区域を設定したところでございます。そのほか、各地域の地域資源を宝についても、随時個別に整備を進めていく考えでございます。

続きまして、重点区域の整備計画の例としまして、観光資源が集中した知覧郡地区に関する区域でアクションプランをちょっと説明させていただきます。まず、先ほど説明したように、武家屋敷群につきましてはこの赤色のところでございます。それとここが知覧城でございます。それでここが知覧特攻平和会館、ミュージアム知覧、戦跡のある区域でございます。これを周遊道の整備と観光ルートの整備と青で示してあるのですが、武家屋敷のメイン通り、枝葉も出てくるのですが整備を進めながら、観光ルートとしましては、武家屋敷群から知覧城の散策道を整備しまして、トイレ等も整備しまして知覧平和公園と武家屋敷の観光ルートを設定したいとこで戦跡間程度を巡ってという観光ルートを設定したいと思っております。観光のルート開拓としましては、武家屋敷群知覧城へ声を結ぶ観光ルートの開拓として、周遊道の整備、周遊観光パンフレットの作成、誘導案内版設置、説明盤の設置、ボランティアガイドの育成などを考えているところでございます。知覧武家屋敷群周辺につきましては、景観計画等町並み環境整備計画で重点地区として設定し、外観修景や道路美装化など、総合一体的な整

備を図っていきます。そのほか、店舗、宿泊施設の誘致や、案内版の設置、伝建地区内の修理、修景管理、イベント開催、防災施設の整備などを考えているところでございます。知覧城につきましては、知覧城を一周できる遊歩道整備やトイレ、案内板、説明板等の整備を考えているところでございます。知覧特攻平和会館ミュージアム知覧の平和公園周辺については、戦跡やトイレ整備、種周遊用の案内板の設置、遊歩道の整備などを考えているところでございます。また、これにつきまして実行委員会を立ち上げまして文化財等を活用した基本計画を作成しまして、年次的に整備を進めていきたいと考えているところでございます。

一番のメインについては、知覧武家屋敷群でございます。知覧武家屋敷群を中心とした整備を図っていくつもりですけれどもそのほかにも、重点地区として設定した二つの地区につきましては、中世の信仰に関する区域は川辺地区清水磨崖仏部を中心とした区域を一応設定しているところでございます。ここにつきましては、清水磨崖仏群神社や寺院の後、石造物群、居館後、城跡、陣跡も含めた各時代の信仰の在り方を示す文化遺産が数多く存在しまして、仏教文化、川辺氏や島津氏の歴史、中世文化を合わせた体感できる区域として設定したいと思っております。次のもう一つが海に関する区域は、知覧、颯娃地区の海岸線を中心とした区域で、本市の海岸線は遠景、中景、近景を問わず、山岳、景勝地、田園、海などが望め、眺望に優れた土地で、県指定名勝天然記念物「番所の溶結溶凝灰岩の環状プール群」をはじめとする火山と海の力で形成された独特の地形で、天然の良港として、古代から交易、漁港に利用されていた区域として設定しております。

以上が令和5年7月に文化庁に計画認定に向けた、南九州市文化財活用計画の概要になりますが、今この概要版の概略を説明させていただきました。私のほうから終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

塗木市長)

続いて商工観光課。

山崎真幸観光交流係長)

商工観光課の山崎と申します。本日、課長にちょっと所用がありまして、出席出来ないということで、代理出席させていただいております。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

商工観光課から、文化財を活用した取組計画ということで、三つに分けて御説明をさせていただきたいと思えます。文化財を活用したイベントの開催、文化財をめぐる仕掛けづくり、文化財や産業を生かした観光開発ということで、今現在行っている取組と今後の計画について説明をさせていただきます。

まず一つ目に、文化財を活用したイベントの開催ということで、説明をさせて

いただきます。このちらん灯彩路，まず一つ目の知覧武家屋敷庭園で行っております「ちらん灯彩路～南九州市あかりの道しるべ～」のイベントについてです。こちらのほうは年に1回のイベントであります，知覧武家屋敷庭園一帯に灯ろうを設置をしております，地域の皆様と一緒に一夜限りの，夜間のイベントということで開催をしております。残念ながら去年は雨になってしまいまして，もう，なかなか美しい状態を見ていただけなかったんですけど，その中で，下郡文化財青壮年部によりまして，「豊玉姫神社神舞」の披露ということまでさせていただいております。この神舞につきましては小京都ふるさと祭りのほうでも披露いただいております。このように文化財を色々活用してイベントのほうを開催させていただいているところです。これも，南九州市観光協会のほうが主催となってやっているイベントのほうになります。

一つ目が「ふうりんの小径」ということで，夏の時期，去年は7月16日から8月28日にかけて，知覧武家屋敷庭園群だけではなくて，川辺町の飯倉神社，穎娃町の大野岳，その他多くの商店街などの方にも御協力をいただいて開催をしております。風鈴に関しましては川辺仏壇技術を生かした彫金の風鈴であったり，川辺焼の風鈴を展示，販売をさせていただいたりということで，展示をするだけでなく，地域の観光消費額の向上ということにも今目を向けて活動を行っているところです。その右側の写真の方が，現在開催しております「南九州市おひなさま巡り」というイベントになります。写真の方はこちらの方で市の方で展示をしました西郷邸の座敷雛ということになっております。こちらのほうは市内18か所のところで，展示だったり，ひな祭りの限定メニューを出していただいたりするような形で御協力をいただきながらやっているイベントになります。

もう一つ目の方が，これは本年，今年計画がされているというイベントになります。主催は「茶と〇」art&Craft実行委員会ということで，完全に民間の方々が，「知覧武家屋敷一帯の景観を生かしてイベントをしたい」ということで計画をされているようです。後援の方には南九州市観光協会や武家屋敷庭園の方の協力をいただいているようです。こちらの方のイベントでは音楽ライブであったり，屋台，手工芸品ブースなどの出展を全国各地からお越しいただいてやられるということで，武家屋敷というその文化財を生かした，しかも新茶の時期にイベントをしたいということでお越しをいただけるというふうに聞いております。これが1回限りでなくて今年を初年として10年ぐらいのスパンでやりたいということで，今後が楽しいイベントとの計画ということで御説明をさせていただきます。

続きまして，文化財をめぐる仕掛けづくりについて御説明をさせていただきます。こちらの方でも文化財を生かして，文化財をどう周っていただくかということに気を配って色々事業をしているところになります。まず一つ目がサイクルツーリズムの推進ということで取り組んでいるものになります。シェアサイクルと

いうものを昨年から始めさせていただきまして、30分110円で、電動アシスト機つき自転車を市内5か所に設置をしております。来年度は、釜蓋神社の方にもサイクルポートの設置の計画をしております。こちらによりまして、今、既に設置しております番所公園のサイクルポートとあわせて、薩南海岸県立自然公園のPRであったり、片道は海岸を歩くシーホーウォーク、片道は自転車というような活用の仕方の提案もできるのではないかと考えているところです。

もう一つ、サイクリングのモデルコースのほうを設定しております。今のところはまだ知覧の3コースだけ設定をしてありますが、今後は颯娃コース、知覧コースというふうに追加をしていきたいと考えているところです。今ある、戦跡のある知覧のコースに関しましては一つ目が戦跡めぐりコース、猿山であったり、掩体壕三角兵舎跡戦闘指揮所等をめぐって平和会館に戻るコースとなっております。昨年度は猿山に案内板の設置をしましたのと、今現在、掩体壕公園のほうにバイオトイレの設置の準備をしているところです。二つ目は、武家屋敷の周辺コースということで、金山水車、豊玉姫神社と豊玉姫を準備しております。もう一つ目が、平和会館と知覧武家屋敷コースということで知覧町経由のコース設定をしております。観光の方で申しますと、入り込み数的なところは、平和会館のほうが多くて、その4分の1ぐらいの入り込み数となっているのが武家屋敷です。平和会館にお越しの皆様を武家屋敷のほうにどう展開をしていただくかということでこの主なモデルコースであったり、自転車を活用するというのが一つのきっかけになればと考えているところです。

二つ目の方ですが、日帰りバスツアー、肉バスツアーの中で文化財の見学の方をさせていただいております。今年度は肉バスツアーを5回計画しておりまして今現在4回終了をしているところです。その中では、逐次周らせていただくんですが、学芸員さんによる説明をさせていただいたり、観光ボランティアガイドや地元在住の観光業者さんによる説明などをさせていただいております。学芸員さんによる説明は「もう間違いない」と思っていますが、観光ボランティアガイドというのが、市の観光協会が運用しておりまして現在登録は18人。実働としては実際11人ぐらいが活動しております。年に数回の研修を持ちまして、学芸員さんにも講師になっていただいて研修をさせていただくというようなことを行っております。高齢化も進んでおり、コロナもありましてなかなか活動の出来ない時期を越えて、今やっと再開をしているところではありますが、こういうところの活動は文化財課が市長部局に関することでもっと連携ができるようになるのではないかと考えているところです。

文化財をめぐる仕掛けづくりのその他ということで、今年の4月1日から知覧武家屋敷庭園周辺の駐車場を無料化いたします。駐車場を無料にすることで、特に県内からのお客様が最近来られることが多かったんですけれども、県内のお客

様は車で来られるので、「駐車場代も払って、入館料も払って」というのはちょっとハードルが高いということで、無料にすることでお客様が少しでも平和会館だけでなく、武家屋敷のほうにもお越しをいただきたいと思っていますところ。あと、下のほうの写真になりますが、八瀬尾の滝というのが川辺の馬事公苑の近く、川辺峠から入っていったところにあります。そちらの方が随分伐採をしてなくて、荒れているような状態になっていたんですけど、滝の写真でいう右側のほうを随分伐採をいたしまして、石碑の方が展望台というところがあったんですけどそのところを随分景観が整備をいたしました。随分良くなったと思いますので、もしよろしければこちらのほうも見に行っていたらと思います。

三つ目に、文化財や産業を生かした観光開発ということで御説明をさせていただきます。知覧武家屋敷庭園群にある三宅邸というところがございます。こちらは市のほうが寄附を受けまして、空き家を市の方で管理をしているという状態になっていますが、4月から民泊や体験をする施設として活用するために準備をしております。昨年度から今年度にかけて内装の改修をしまして、壁であったりとか、畳であったり、あと、エアコンを付けたりというような改修を2年かけて行ってあります。あと現在、住宅宿泊事業法に基づく届出の手続をしております。ここがまだその事業は十分展開をできる第一種低層地域ということでの制限はありますので、今のところ180日を下回る運用ということで計画をしております。あともう一つ、市が持っている武家屋敷の中に空き家として西郷邸というのも持っております。今こちらのほうが、これまで市の観光協会の事務所として活用されておりましたが、せっかくの場所なのでこちらのほうも体験施設として活用の予定を計画しております。

二つ目です。文化財や産業を生かして観光を体験してもらおうというのが現在進んでおります。見るだけではなく体験する観光ということで、今、準備しておりますのが、南九州市の観光の体験を一括して予約できるポータルサイトの運用を開始して、来月中に準備をしております。「南九州市ならでは」と言える、川辺仏壇の技術を体験するものとか、あとは知覧茶を活用した体験ということで、そういう体験をまとめて予約ができるというふうなサイトになります。写真の左のほうは知覧茶のブレンドティー作り体験ということで、こちらのほうは穎娃町の「茶や、」というところで行われているものになります。こちらとても人気でJR九州の豪華列車七つ星も、わざわざ穎娃に立ち寄ってこの体験をするというふうに行われているものになります。あと、右側のほうは、川辺仏壇の体験ができる川辺仏壇工芸会館という場所は、川辺町でございます。そちらのほうで金箔押し体験をしている写真になります。こちらのほうでは、金箔押し体験であっただけではなくて宮殿や蒔絵であったり、彫金であったりというような、そのような体験のほうも準備がされています。

こちらのほうは最後になりますと文化財や産業を生かした観光開発ということで、文化財ということから外れてくるかもしれませんが、商工観光にとっては、地域の産業であるとか生活や暮らしというものも、同じく、お宝ということで考えているところです。そのようなものを開発していこうというのが、一つの取組として行っております。特産品として、「みなコレ」という、一つのキャッチコピーというものをつくりまして、名物井であったり特産品の開発を、今年度より3年かけて行う予定となっております。また、農場であったり、生産現場を見学する機会ということでそういう体験のツアーであったりとか、旅行商品の方の造成に補助を出すというようなことを行っております。ここに写真を載せておりますが右側の上の方が大根やぐらの農場見学で下の方があくまき作りの見学ということで、市の方で主催しているツアーのほうの写真使わせておりますが、このときは「初めて見た」ということで随分、好感を得ているところでした。この他にも、南九州市に茶畑の景観であるとか、田んぼアートであるとか、そういうふうに、産業を生かして観光に結びつけるというようなのは随分あると思いますので、そういうところで、文化財の力を借りて、こちらに誘客をしていただいて、そしてお金を落としていただくというのが商工観光課の目指すところにはなりますので、そういうところで、文化財の力を活用させていただければと思っていますところです。説明の方は、以上になります。ありがとうございました。

塗木市長)

次は都市政策課。

中野都市政策課長)

都市政策課の中野といいます。本日はよろしくお願いいたします。当市では、市内の経過良好な景観を保全するために、南九州市景観計画策定及び景観条例を市が、令和4年4月1日から施行しているところでございます。その中で、今回、武家屋敷周辺地区を、景観形成重点地区として指定するために、知覧麓地区景観計画を作成したところでございます。本日は景観計画の概要を説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

東博文都市計画係長)

それでは都市計画係の東です。どうぞよろしくお願いいたします。南九州市の景観計画ということで、令和2年から令和3年度にかけまして、南九州市の旧町の単位、頴娃町、川辺町、知覧町それぞれにワークショップを開催したりとかしながら、地域の景観というものを把握しながら、策定しております。その中で市内全域の中でも8地区の景観形成重点地区の候補地として、取り上げがあったの

ですけれども、その中で、この伝建地区を中心とした周辺を含めてのところは、令和3年度から4年度にかけて、ワークショップを開催して、今年度末の重点地区の指定というところで取り組んでいるところでございます。この伝建地区の周辺というところで「知覧麓地区」っていうところで設定を考えております。こちらの麓地区におきましては、黒色のところの場所が伝建地区になるんですけれども、その周りの赤色の部分も重点地区の指定というふうに考えております。基本的には地域の方々の11名のワークショップの方の地域の代表者と令和3年度から今年度まで約30回のワークショップを開催しながらこの地域の景観のお話を進めてきております。

基本的には伝建地区を中心という形の中で文化財の指定もありますので、建物それから工作物だったりとか、それから伝建地区におきましては、生け垣、本通りにあります生け垣等がこの地区の中心になっている景観の要素のものになっているというところで、そういうものの景観形成に関する基準、ルール等を定めているところでございます。

この地区におきましては、先ほどの伝建地区、それから赤色の重点地区という形になるんですけれども、この庭園の借景に母ヶ岳の借景というものがあるものですから、それを保存する区域っていうところで赤色のところ、借景の保全区域の区域という形で考えております。文化財課の方の意見だったり、調査の報告書から見ると母ヶ岳が借景の保全にはなってないと。この伝建地区を作るときに、それぞれの小径っていうものがあるんですけれども、それが周りの山々の山手っていうもので、街路の方向だったりだというものが定められているということ等になっているようです。ということでそれも含めて、保全をしていく必要があるだろうというふうに考えているところです。これにつきましては、今、南九州市の川辺と知覧町との境に風力発電の計画もありまして、実際、この伝建地区から風力発電が見えているということで一応業者のほうからは御報告いただいております。風車等が見えることがいいのか悪いのかっていうところを含めてまだ話し合いをずっと継続的に進めているところにもなります。そうしたときに、基本的には文化財の伝建地区にある建物とかっていう様式形式、屋根の形だったりだとか、そういうものを基本にしながら、周りの地区のまちづくり、景観のまちづくりを進めていくというふうに考えているところなんですけれども、そこでお手元にありますガイドラインというものがあります。これにつきましては景観に基づく基準っていう景観形成の基準というものを考えております。建物の配置だったりだとか、見え方の工夫だったりだとか、っていうところになるんです。それに、色彩の基準ですね。色合いもやはり派手なものっていうことになるとこの歴史的なまちづくりには合わないだろうというふうになりますので、落ちついた色っていうところで色合いの基準だったりだとかを地域の方々とお話をしながら、

その中にも文化財の条例に基づいて、あるいは条例にもちゃんと載ってますのでそれを具体的に色合いだったりだとかっていう基準をこのガイドラインで示していることになります。この伝健地区につきましては、生け垣だったりだとか、植栽に関してもやはり大事なものっていうところがありますので、外来種的なもののイメージっていうものもよくないだろうと。ただし、商店街等につきましては、やはり、華やかさだったりだとかっていうところもありますので、そういうものを考慮しながら、地域の方々とお話を進めたところになります。この景観を守る中では、やはり計画書の最後のページになるんですけれども、届出をしていただくということで景観の誘導を図っていきたいというふうに考えております。やはり建物の外装がやはり、大事でありまして、これを伝建地区、それから周辺におきましても派手な色だったりだとか、ちょっと和風じゃない建物っていうところの誘導を図るために一定の面積だったり、高さだったり、工作物、それから生け垣についてもやはり届出をしていただくというふうに考えております。やはり地区の現状といたしましては、やはり、少子高齢化と、あと過疎、人数も減ってきているということの中で、建物を利の生け垣の維持管理いうものが悪くなったりとかしながら、やはり景観にも支障が出てきておりますので、そういうところのきめ細かなところも地域の方々と話を進めて、こういう制度を設けております。

文化財との連携というところに行きますと、先ほど、観光だったりだとか文化財の方からもお話があったように、知覧城だったりだとか、上の飛行場台地っていうところも、文化財の指定もあります。都市計画係といたしましては、新庁舎周辺も含めて、飛行場台地のところもあります。それから観光の方でも、戦地の観光ルートも考えているようです。そういうのを含めると新しい新庁舎周辺も新しい都市のまちづくりも考えていく必要があると思っておりますので、今後、計画段階それから実施段階におきまして、それぞれが連携が必要になってくるかなというふうに思っているところです。

市内各地域には、やはり文化財を中心とした景観のいいところというものがありますので、そういうところの景観を都市計画係としては、保全それから活用だったりだとか、新しく創造していくことを目標に考えております。以上簡単ではございましたけれども、都市計画係の連携というところでお話をさせていただきました。ありがとうございました。

塗木市長)

ただいま担当課から説明がありましたが、近年、各地で文化財を活用したまちづくりに取り組んでいる自治体が、あります。文化財は保全するのみでなくて、文化財が持つ魅力を多くまちづくりに生かすということが求められていると考えております。4月からは文化財課が市長部局である知覧特攻平和会館と相

互に取組を展開するということと、都市政策課、商工観光課との連携を強化して業務を進めていただきたいと考えております。

ただいまそのようなことで説明をしていただきましたが、委員の皆様から何か確認した意見、また質問など、ございませんでしょうか。

大迫雅彦委員)

感想とお願いとお伺いしたいことと三点お願いしたいと思います。今お話を聞かせていただいて少子高齢化とか人口減少が予想される中で、市の大切な財産というのを守っていくために、市長部局に移すとかこんなに色々活用があるんだなあというふうに思って、非常に楽しみにしているところです。この中で、これは文化財課へ質問で説明資料の中の1ページをめくったところに地方公共団体の長が、所管することを可とする、この中に、「一定の担保措置を講じた上で」ということが書かれていまして、先ほどの説明の中で、やはり学芸員とか専門の方を置いて非常に、この文化財を守っていくのは大事なんだろうなと思っていますし、この審議会というのも非常に大切なんだろうと思います。この4番目にある学校教育と社会教育との連携という部分なんですけど、これはお願いなんですけど、事前配付された資料の中の、アンケート、ワークショップ成果の分析という中で、子どもたちがこの南九州市の文化資産、お宝に対する意識アンケートという結果が出ておりました。やはり50代、60代の方の意識とか、この文化財に対する興味意識というのは非常に高いんですけど、子どもたち、特に20代以下の子どもたちが非常に南九州市の貴重な文化財に対する興味というのが非常に少ないのかなというふうに感じられましたので、是非この、学校教育との連携、教育委員会から離れるということは、やはりこの辺を今まで以上に連携していかないといけないのかなあというふうに思いますんでぜひその辺はお願いしたいなというふうに思います。

二点目が、先ほどこの文化財を、テーマ性、ストーリー性を持ったルートを設定して、いろいろな活用していくという、2枚めくったところで話があったんですけどもし、そのルート設定でも、ある程度考えられているものがあれば教えていただきたいなと。

三点目が、商工観光課から説明がありました自転車の、電動アシスト自転車を市内に配置するというのはいいのだろうな。今、全国的にも観光地にあるからいいんだろうというふうに思うんですけど、この資料の3枚目に、サイクリングモデルコースというのがあって平和公園、平和会館と武家屋敷のコース、非常に南九州市の中でも観光客が非常に多い場所だというふうに私も認識していますが、サイクルポートが知覧平和会館にあるんです。電動自転車で、例えば、平和会館から電動アシストでこうしたに武家屋敷に降りるのは何とか行けそうな気がす

るんですけど、帰りは、平和会館に戻るということなのか、それとも武家屋敷にサイクルポートがあって、また、移動させて平和会館に持っていくのか、坂を電動アシストもちょっと厳しいのかなというふうに、思ったものですから、どっかそういう仕組みが出来ているんだったら教えていただきたいなというふうに思います。以上です。

塗木文化財課長)

今、一点目のテーマ性、ストーリー性を持ったルート設定がということであったんですけども、私どもが、先ほど知覧の武家屋敷群を主に知覧郡地区の関する区域として、観光資源が集中した区域で設定したということで、観光ルートの設定とか、宿泊施設、売店とか、色んなことを申しましたけども、これもただ文化財課だけの、ただの分かりやすいように説明をちょっとさせていただいただけで、ここは実行委員会を立ち上げて詳しくどういうのがいいんだろうかと。

武家屋敷群の中世史の知覧城とか、近現代の平和戦跡とか、そういうのも含めたストーリー性という形で、そういう武家屋敷を含めた観光ルートを設定して、また滞在型に一つでもなっていけばいいのかなと思って。この内容につきましては、分かりやすいように私の方がちょっと図化したただけであってですね、今からこれを実行委員会で揉んでいきたいと考えております。以上です。

山崎係長)

平和会館と武家屋敷の自転車のコースになりますが、登りコース、降りコースということでどちらも設定をさせていただいております。電動アシスト自転車自体は、60キロ、70キロを持ちますので、性能としては、登りもできます。あとは足がついていくかということにはなりますが、私も市長も、1回は乗らせていただきましたが、ぎりぎり私でもできるぐらいではあります。

あと、自転車は、平和会館のところは知覧平和公園のところに1か所、あと武家屋敷のほうは麓公園のほうに1か所サイクルポートがありますので、片道だけ使っていただくということも大丈夫です。その場合、再配置といって自転車の移動のほうは市の観光協会に委託をしております。そちらのほうで、自転車の数が均等になるようにというのは、調整を図っているところです。

塗木市長)

池島委員。

池島委員)

文化財課、商工観光課、都市政策課の皆様御説明ありがとうございました。感

想ですけれども、「活力のある，南九州市」になるというイメージが湧いてきたんですけれど。本当に児童，生徒が「誇れるまち」につながっていく。学校訪問なんかでも，「行きたい学校，住みたい地域，帰りたい我が家」っていうのがよく言われるんですけれども，本当，南九州市が，生き生きと，そして県外の，例えば大学とか，就職したときに，南九州市がこういうところだという，そういう誇れるような地域にますますなっていくのかなと期待しております。

あと大切なことは，これからの発信力だったり，先ほどＪＲの七つ星さんとの連携だったりとか，やはり大きく色んなところとの連携を繋ぐ，作りながら大きく巻き込んでいくというか，そういうところをまた期待しております。

この文化財課が，市長部局に移管されるということが，５年後，１０年後よかったなという形に現れていくことを期待しております。よろしくお願いします。

塗木市長)

末原委員

末原委員)

本日はどうもありがとうございました。私も文化財課が市長部局に移管するに伴ってどういうことが変わるのかなと漠然と考えていて，今日の説明ですごくスピーディーに色んなことが変わっていくのだということを実感しました。とても分かりやすい説明でありがとうございました。

学校に子どもを通わせている保護者としましては，まちに何を望むかというところ，１番はやっぱり安心安全であること。命をすごく１番に守ってくれるっていうことが１番かなと思っています。子どもたち自身も自分の周りの人の命を大切に思うということが，教育されていって自分たちが実感として感じられることが１番かなと常日頃思っているんですが，もちろん子どもたちに学校で教育支援もあって，そこから発展していった学習に役立つことがどんどん，心身ともに成長につながるものがたくさんあるといいなというふうなもちろん部分もありまして，先ほど委員の意見の中にもありましたけれども，郷土教育のほうと連携して行ってほしいという話がありました。学校では，もちろん郷土教育の授業が，必ずあるわけですけれども，その中で先生方がどのような資料を使われているかということと多分，私の昔の記憶であれば，市が配っている「市の郷土」についての資料があって，それを使って授業の中では，「自分たちのまちにはこんなものがあるんだよ」というのを授業で，小学校などではやるのかなと思うんですけど，如何せん本なので，簡単に更新は出来ないですね。でも，今は説明の中でもＩＣＴの活用というのがありましたけれども，そういうのもどんどん使えるとは思いますが，如何せん先生方も忙しい中で，そういうのを自分たちから見つけていくのもなか

なか難しいと思うんです。なので発信だけではなく、学校現場がどういう資料を必要としているのかという情報収集も是非していただいて、本の中にも平和会館だとかミュージアムだとかそういうところのホームページのURLとか、QRコードを載せるだけでも、自分たちから子どもたちが今も皆さんタブレットを持っていますから、学校で、それですぐに「ピッ」て、自分たちで飛んで、すぐ資料が見つけれられるというような手だてもできるのかなあとちょっと思うことでした。この前の平和会館のほうでも疾風が、重要航空遺産に登録されたというニュースもありましたけれども、そういう事が子どもたちも、先ほど池端委員からもありましたけれども、「自分たちのまちが、こんなニュースになっているんだ」っていうのが、すぐに子どもたちの手にとって分かれば、新聞もありますけれども、分かる手だてがあるといいのかなというふうに感じました。

文化や景観を守りながら開発や発展をして、計画していく難しさってすごくあると思うんですけれども、私も都市計画系のほうのワークショップにも数回参加させていただきましたけれども、このように今までされているように地域の声を聞いていただいて、もう好き勝手言わせていただきましたけれども、それぞれ皆さん色んな思いがまちに対してはあると思いますので、引き続き皆さん地域の声を聞いていただいて進めていっていただければなと思います。ありがとうございました。

塗木市長)

海江田委員。

海江田委員)

配布された資料、地図を見てみると楽しく感じております。また、ちらん灯彩路や武家屋敷を巡っていくのに、市営駐車場が有料だったんですけれども、今後無料化するという事で、ほっとしましたし、あるいは、茶巡(チャーリー)、サイクル自転車もあちこちにステーションができて、使用出来たら楽しいなと思います。

今さっき出ました、タブレット、あるいはスマホ、そういった新しい機器を利用しながら、かざしてみたら武家屋敷にお侍がいるとか、城跡に移ったらお城がそこに建っているのに見えるとか、あるいは、特攻平和会館のところで隼が空を飛んでいたら、そういうようなものがあったらまた面白い。そういった新しいものを活用して外からも人を呼び込んでいけたらと思います。

塗木市長)

今委員の皆さんから、様々な御意見をいただきましたが、最後に教育長どうで

しょうか。

有馬勉教育長)

本日、色々御説明をいただきました。教育委員の方々も教育委員会から市長部局への移管については十分理解していただいたと思います。今後、教育委員会にあったときと違って、スピード感を持って、連携が図られながら本市の交流人口の増加も含めて、地域の活性化が図られていくものと期待しています。ぜひよろしくお願いしたいです。

ただ一点だけ。学校教育における文化財の指導という点では、子どもたちの心に残っていく豊かな素材があるわけです。これまで以上に、学校教育における文化財の指導については、教育委員会の学校教育課と連携をさせていただいてければと思います。よろしくお願いします。

塗木市長)

それではこの件についてはただいま説明申し上げました文化財に市長部局への移管を4月から行うということで、どうかよろしくお願いいたします。

それでは「協議事項③ その他」について、皆様のほうから何かございませんでしょうか。それでは私のほうから一点。この会議では、特に学校のいじめや不登校の問題について協議をしていただきたいということもあります。今年度も終わろうとしていますが、教育委員会で議論していることや学校現場で取り組んでいくというようなことはありますでしょうか。

はい。学校教育課長。

竹下公博学校教育課長)

それでは、いじめ、不登校の現状について御説明いたします。1月末現在で不登校の児童生徒が、小学校が16名、中学校が30名という現状でございます。昨年度と比較しますと、昨年度は小学校9名、中学校35名でしたので、現時点で小学校はちょっと大きく上回っているという現状でございます。

教育委員会といたしましては、学校と一体となりまして、まずはそのお子さん方の要因や背景を正しく把握して、次に、学校で校長、教頭が中心となった組織的な支援チームを立ち上げ、そして子どもたちの動向をしっかりと促していくというような取組を行っております。

また、そのためにも、魅力ある学校づくり、「学校に行きたい、授業が楽しい、授業が分かる」というようなことを日頃から努めていくということも取り組んでいるところでございます。現在、子どもたちは、適応指導教室等にも通いながら、一日でも登校できるように頑張っているところでございまして、引き続き、子ど

もたちをしっかりと支援していきたいと思います。

続きまして、いじめですが、1月末現在で小学校が95件、中学校が26件、昨年度は、小学校が3月末で122件、中学校は45件でしたので、若干、ペースが減少している傾向にあります。このいじめにつきましては、とにかく軽微な案件のうちに早く発見して、たくさん見つけることがいいことなんだという意識を持たせて、現在学校で詳細な調査を行わせているところでございますが、教育委員会といたしましては、軽微な案件を早く見つけたらもうその日のうちに、校長、教頭自ら保護者にもしっかりと伝えて、「一晩置かずに解決を図っていく」というような取組を現在行いまして、重大事案を起こさないように、頑張っているところでございます。引き続きこの姿勢で頑張っていきたいと思います。以上でございます。

塗木市長)

ただいま学校教育課長から説明がありました。このことについては、何か、御質問等はございませんか。よろしいですかね。何か皆さんのほうからございませんか。

ないようですので、以上で今日の協議を終了させていただきます。皆様の貴重な御意見、ありがとうございました。

別府総務課長)

それでは、「会次第4 その他」になっております。委員の皆様から何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、事務局から次回の日程について報告をさせていただきます。

有菌琢也行政係長)

今回は、令和4年度第2回総合教育会議ということで開催させていただきましたが、次回は、令和5年9月頃、令和5年度第1回総合教育会議として、開催をしたいと考えております。詳細につきましては、またお知らせをさせていただきたいと思っております。ただし、緊急に協議をしなければならない事項などがありましたら、その際にはまた御相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

別府総務課長)

それでは、以上をもちまして、令和4年度第2回南九州市総合教育会議を終了いたします。ありがとうございました。

議事録署名人 塗木 弘幸

議事録署名人 池田 薫